

## 誓約書（モデル）

平成 年 月 日

〇〇〇〇税理士事務所（税理士法人）  
所長 〇〇 〇〇 殿

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、貴税理士事務所（税理士法人）の【所属税理士・職員等】（該当する方に○をする。）として入所の上は、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

### 記

- 貴税理士事務所（税理士法人）の就業規則及び服務に関する諸規程に従い誠実に行動するほか、以下の事項については、特に厳守すること。
  - 税理士事務所の職務の特性及び責任を自覚するとともに、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び税理士会の会則規則等を遵守すること。
  - 税理士法第 52 条の規定に鑑み、単独で税理士法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）を行わないこと。
  - 税理士法第 53 条の規定に鑑み、外部に対し、自らに関して、税理士に類似する名称又は役職等を用いないこと。
  - 税理士法第 38 条又は第 54 条の規定に鑑み、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用しないこと。また、事務所の使用人等でなくなった後においても、同様とすること。
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 12 条の規定に鑑み、税理士業務において知り得た個人番号及び特定個人情報等を他に漏らし、又は窃用しないこと。また、事務所の使用人等でなくなった後においては、当該税理士業務において知り得た個人番号及び特定個人情報等を一切取り扱わないこと。
- 貴税理士事務所の使用人等として名誉信用を損なうような行為をしないこと。
- 採用に関して提出した書類の記載事項中に相違のあった事実が判明した場合には、採用を取り消されても異存のないこと。
- 故意又は重大な過失により損害をおかけしたときはその責任を負うこと。

以上